

堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「第3項中」の次に「第1種事業者」とあるのは「事業者」と、」を加え、「第1種事業者」を「事業者」と」を削り、「同条第5項中」の次に「第1種事業者」とあるのは「事業者」と、」を、「準用する第2項」と」の次に「方法書」とあるのは「準備書」と」を加え、「方法書」とあるのは「準備書」と」を削る。

別表中「第2条関係」を「第2条、第49条関係」に改め、同表第4号中「第38条第3項」を「第38条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。